

平成30年 3月29日  
四国地方整備局

## 平成30年度

## 「四国地方整備局総合評価落札方式等に係る実施方針」を策定

平成30年3月8日に開催した平成29年度四国地方整備局総合評価委員会において、平成30年4月以降の工事及び業務の総合評価落札方式等に係るご意見を頂き、「平成30年度 四国地方整備局総合評価落札方式等に係る実施方針」を策定しました。

「四国地方整備局総合評価委員会」は、四国地方整備局が総合評価落札方式による工事の発注、及び総合評価落札方式、プロポーザル方式による建設コンサルタント業務の発注を行うにあたり、技術提案の審査又は評価が中立かつ公正に行われるように、学識経験者から意見聴取するために設置したものです。

## 【総合評価委員会の概要】

1. 日時：平成30年3月8日（木）13：30～15：30
2. 出席委員：渡邊法美委員長、長尾文明委員、那須清吾委員、長谷川修一委員  
松島学委員、武藤裕則委員（順不同）
3. 議事
  - 工事及び業務における入札状況等について
  - 平成30年度 工事・業務の総合評価落札方式等に係る実施方針(案)について

## 4. 主な意見の概要

## 【工事について】

- ・品質確保の観点から、技術点と価格の適切なバランスはどうあるべきかを今後とも検討していく必要がある。
- ・受発注者双方の事務負担軽減の観点から、施工能力評価型を更に拡大するとともに、評価項目の見直しについて検討をお願いしたい。
- ・生産性向上等のため、ICTを活用した企業が適正に評価され、今後の業界発展に繋がるような取り組みをお願いしたい。

## 【業務について】

- ・若手技術者のモチベーション向上を図るとともに、より一層の品質確保を目的に、表彰評価の対象となる関連学会等の拡大について検討をお願いしたい。

## 【工事・業務について】

- ・より良いものを作っていくためには、受発注者のコミュニケーションが重要である。

＜問い合わせ先＞	国土交通省 四国地方整備局	TEL：(087)851-8061(代表)
【企画部（全般）】	技術開発調整官 上林 正幸	(内線3120)
	技術管理課長 伊賀 達也	(内線3311)
工事窓口：	技術管理課長補佐 田邊 守英	(内線3314)
業務窓口：	技術管理課長補佐 大西 篤	(内線3313)
【港湾空港部】	品質確保室長 森田 真治	(内線6413)

# 平成30年度 四国地方整備局総合評価落札方式等に係る実施方針

---



四国地方整備局

# 平成30年度 工事における実施方針

---



公共工事の品質を確保するために価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式の拡充を図り、四国の地域性を考慮し、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

### 【現状の分析結果】

#### ◆受注状況

○受注工事が一社に集中する状況にはなく、受注者の極端な偏在はみられない。

#### ◆工事品質の確保

○「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の発注方式において工事成績の差異はみられるが、両方式において工事成績は上昇傾向にあり、品質低下の兆しはみられない。

#### ◆担い手の確保

○技術者の実績、成績評価において、現場代理人の実績を主任(監理)技術者と同等に評価している事により、若手技術者等の主任(監理)技術者の実績を有しない技術者についても受注可能な評価基準となっており、その後の工事成績についても、品質が確保されている事が確認された。

○自治体実績評価型を試行し、うち8件については近年直轄工事の実績を有していない社からの競争参加の申し込みがあった。

#### ◆その他、現状の評価項目等の分析

○評価点獲得率が高いほど工事成績も高い傾向があることが確認できた。

○各評価項目を通じて、落札・非落札を比較しても、獲得した評価点の分布に大きな差異はみられず、偏りのない評価になっている。

○応札者数が減少傾向にある工種があり、当該工事について企業の入札参加意欲を向上させる取り組みが必要。

～地域の守り手確保のために地域建設業の存続を目指して～

現状分析を踏まえるとともに、更なる分析を進め、引き続き地域の担い手確保に配慮した総合評価方法、受発注者双方の事務負担軽減対策を実施する。

## ◆受発注者の負担軽減

【継続】○段階選抜方式      ○一括審査方式      ○余裕期間制度の活用

【新規】○技術提案評価型(S型)対象要件の緩和      ○簡易確認型発注方式の試行

## ◆地域企業の活用

【継続】○自治体実績評価型

【新規】○企業における工事成績評価期間の延長

## ◆担い手の確保・育成

【継続】○週休2日現場閉所モデル工事      ○WLB推進企業を加点評価(段階選抜)

【継続】○登録基幹技能者配置における加点評価      ○若手技術者の配置を促す評価[現場代理人実績]

【継続】○橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件の緩和

【新規】○若手技術者の配置を促す評価[担当者実績][年齢加算]

【新規】○堤防維持工事等における河川維持管理技術者等の評価

## ◆i-Constructionの推進

【新規】○ICT活用工事の推進      【継続】○新技術導入促進

## ◆その他

【継続】○企業の参加を向上させる取組

# 受発注者双方の事務量負担軽減等に対する取組

## ①段階選抜方式の継続

技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式に取り組む。平成30年度は、WTO対象の一般土木（トンネル・橋梁下部等）、建築及び港湾土木の全工事で実施する。

### 【段階選抜方式とは】

- ・1次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案Ⅰ」の評価により上位10位までを絞り込み。
- ・2次審査は、「技術提案Ⅰ」の評価に加え「技術提案Ⅱ」の評価（10社程度）により総合評価を実施。

### ◆近年の取り組み

平成22年度から実施しており、平成29年度は10件（8組）実施。

## ②一括審査方式（試行）の継続

受発注者の事務負担の軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間競争による総合的な品質の向上、並びに各工事間（受注者間）の連携による効率化を図ることを目的とする。

平成30年度も、本官・分任官工事において対象案件、入札動向等を慎重に見極めて、適用可能案件があれば、積極的に試行を継続する。

なお、試行に取り組む中で入札動向等配慮すべき事案が確認された場合は、試行内容を含め適切に対応する。

### ◆近年の取り組み

平成25年度から実施しており、平成29年度は88件（38組）実施。

# 受発注者双方の事務量負担軽減等に対する取組

## ③ 余裕期間制度（試行）の継続

柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などを確保出来ることを目的とし、受注者側の観点から施工時期の平準化が図れるとともに技術者の確保も可能となるため、当該制度の試行を継続。

### 近年の取り組み

- ◆平成29年度より実施
- ◇発注者指定 40件
- ◇フレックス 1件



# 受発注者双方の事務量負担軽減等に対する取組

## ④【新規】技術提案評価型(S型)対象工事要件の緩和

技術提案の作成・審査に係る競争参加者・発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的として、橋梁下部工の一部構造型式・規模における総合評価方式選定フローの選定条件を、技術提案評価型(S型)から施工能力評価型(I型)に緩和することとする。

【近年の橋梁下部工事について】

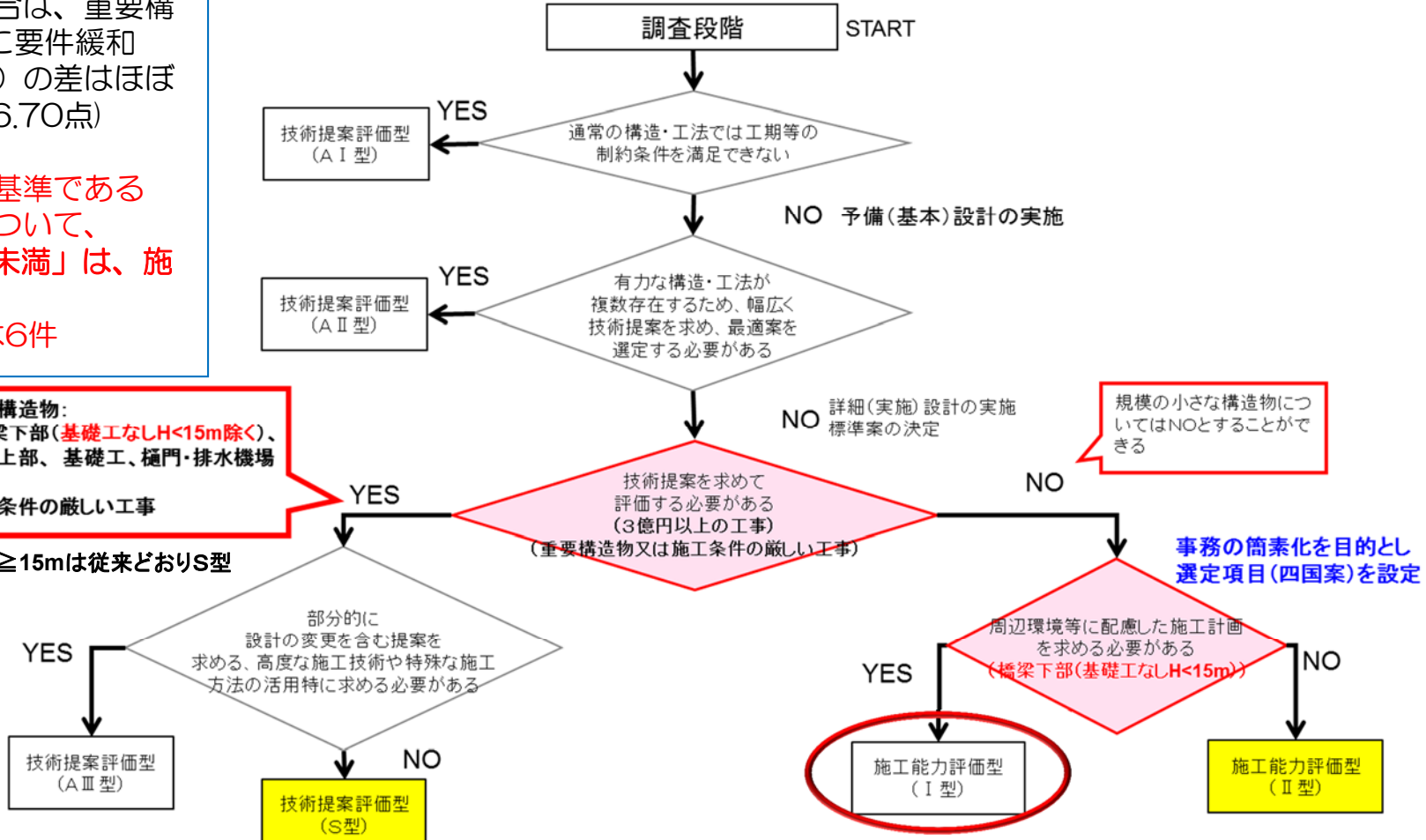
- ・ 大部分の工事が一般土木C（分任官）発注
- ・ 補正予算等の早期契約を行う場合は、重要構造物でも施工能力評価型(Ⅱ型)に要件緩和
- ・ 発注方式による品質（工事成績）の差はほぼ無い ※S型(76.76点),Ⅱ型(76.70点)

◆選定フローにおけるS型の判断基準である重要構造物における橋梁下部について、「基礎工の無い躯体高が15m未満」は、施工能力評価型（Ⅰ型）とできる。  
※H24～28で該当となる工事は6件

**重要構造物:**  
橋梁下部(基礎工なしH<15m除く)、橋梁上部、基礎工、樋門・排水機場等  
施工条件の厳しい工事

※H≥15mは従来どおりS型

### 総合評価方式タイプ選定フロー

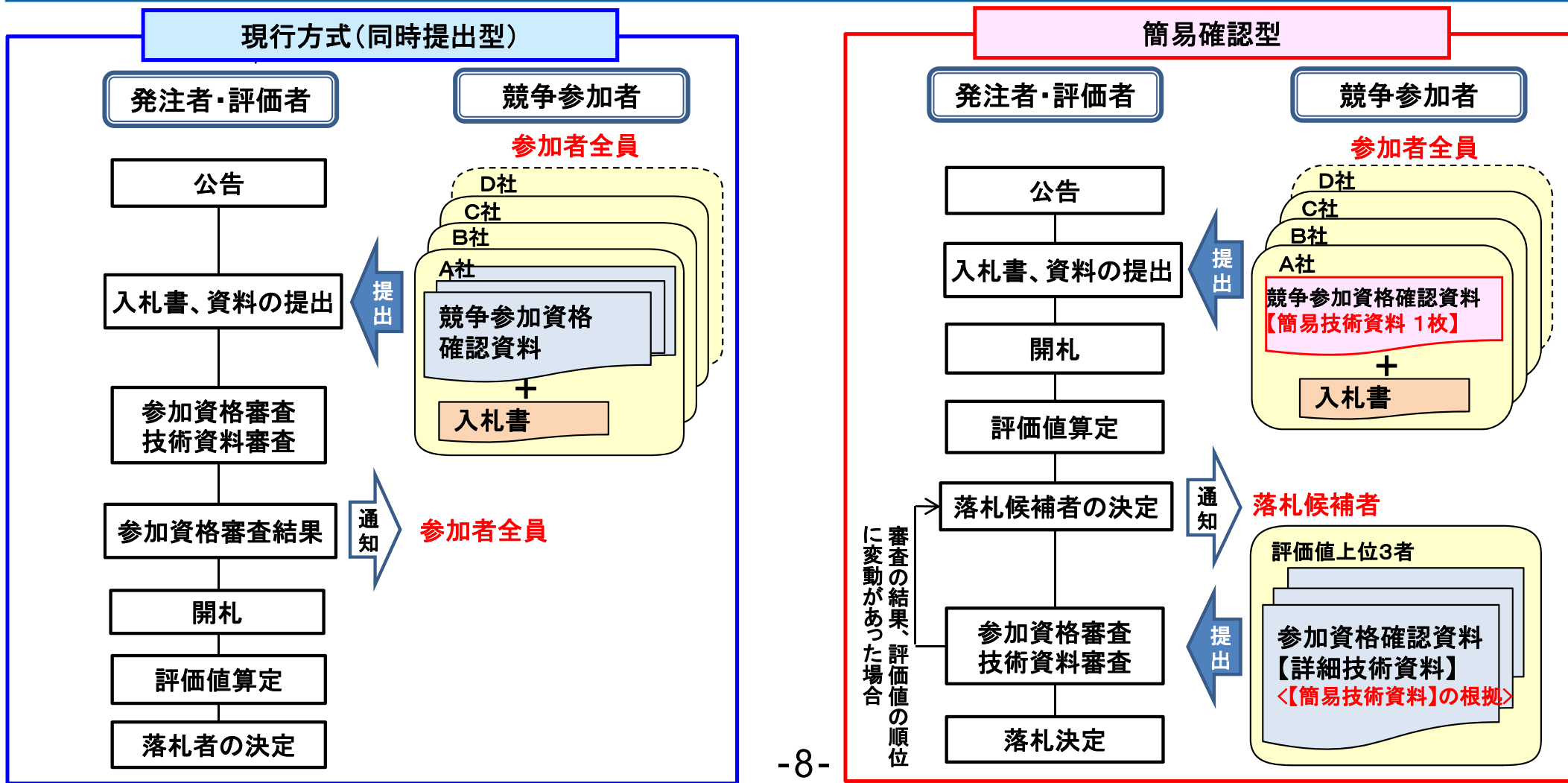




# 受発注者双方の事務量負担軽減等に対する取組

## ⑤【新規】提出資料簡素化の取組(簡易確認型発注方式)の試行

競争参加者には資料作成に係る負担軽減を、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図ることを目的として、競争参加者より提出される競争参加資格確認資料として【簡易技術資料】を1枚程度提出し、評価値を算定、評価値上位3者を落札候補者として、その候補者に競争参加資格確認資料(詳細技術資料)の提出を求め、簡易技術資料の内容を審査確認し落札者を決定する試行工事を実施する。



## ①自治体実績評価型（試行）の継続

近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、新たな地域維持の担い手を確保することを目的として、総合評価項目の企業及び技術者評価の工事成績における県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同列に扱う。

平成30年度も、地域企業の入札状況および工事の品質確保などを考慮して、対象工事を慎重に検討し、引き続き試行を継続する。

### ◆近年の取り組み

平成27年度から実施しており、平成29年度は13件（10組）実施。

なお、平成29年度実施工事のうち、自治体実績を活用した者は8者であり、内2者は受注している。

## ②【新規】企業における工事成績評価期間の延長

地域の担い手である地元企業の受注機会の拡大を目的として、企業の実績工事成績評価平均点における対象期間を現在の過去2年度間から4年度間に延長する。

対象とする工事種別は、「一般土木C」とする。

・現在、評価期間が4年度間の工事種別は、一般土木B、鋼橋上部A、アスファルト舗装A及びPCである。

【評価対象期間H25～H28における実績有り業者数】

- ・H27～28の2年度間：120者
- ・H25～28の4年度間：144者（17%増）
- ・年間1件しか受注出来ていない者は46者で全受注者の約4割（H25～28の平均）

## ①週休2日モデル工事(試行)等の推進

若手技術者が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっていることから、建設産業の担い手が長く安心して働くことができる職場環境を作ることと目的とした取り組みのひとつとして実施。

平成29年度より、「発注者指定型」や緊急対応を要する維持工事以外の全ての工事で「受注者希望型」を実施しており、平成30年度も継続して実施する。

平成29年度実施件数：発注者指定型 8件（契約済み）  
：受注者希望型 18件（契約後協議済み）

平成30年度

○本官工事（3億円以上の工事）は、基本的に「発注者指定型」で発注

○分任官工事については、基本的に全件「受注者希望型」として平成29年度に引き続き継続するとともに、そのうち特に工種・工期を十分考慮した工事については「重点モデル工事（仮称）」として試行を実施

### 【受注者希望型】

- 契約後、週休2日制に関する取組内容（実施が出来なかった場合でもノーペナルティなど）を受注者に確認
- 実施を希望しない企業については、その理由についてヒアリングを実施

### 【重点モデル工事】

- 実施を希望する企業については、事務所内に設置する「重点モデル工事PT(仮称)」を設置し、工程計画の共有はもとより、週休2日実施にあたって支障となる案件の解消に向けて発注者が支援

## ②段階選抜方式でWLB推進企業を加点評価する試行の継続

建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されるように、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業、その他これに準ずる企業を評価する試行を継続実施。

平成30年度は、WTO対象の一般土木（トンネル・橋梁下部等）、建築及び港湾土木の全工事で実施する。

平成29年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件

段階選抜方式の1次審査において、通常の技術提案①及び企業・技術者の評価に加えて下記を加点評価する。

◆次に挙げるいずれかの認定を受けていること

- ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）
- ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）
- ・四国内に本店のある建設会社で上記認定を受けている社は4社

一般土木AB等級取得の取得状況： 2企業  
一般土木AB等級企業の取得状況：18企業  
一般土木AB等級企業の取得状況： 0企業

## ③登録基幹技能者の配置に関する加点措置の継続

熟達した作業能力と豊富な知識を持ち、現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた「登録基幹技能者」について、維持工事などの工事内容が不確定な工事やWTO工事を除いた全工事で引き続き加点評価を実施。

【平成29年度実施件数】314件

WTO除きの全工事件数中、約77%の工事において実施。

また、対象工事において延べ競争参加者1,315者のうち916者（約70%）の企業が配置。

◆工事成績点に大きく評価は現れてはいないが、登録基幹技能者の従事により、「品質確保の確実性が上がる」「現場の士気が上がる」「安心して監督できる」等、現場の監督職員からは概ね好評。

## ④-1 若手技術者の配置を促す評価方式 I の継続

同種工事の実績について、**現場代理人の実績を、主任(監理)技術者での実績と同等評価**し、若手技術者の配置を促す評価方式について、平成30年度も引き続き全工事を対象に継続実施。



## ④-2 【新規】若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱの実施

新たな若手技術者の配置を促す手法として、同種工事における**担当技術者での実績を、主任(監理)技術者等の実績と同等**とする評価手法を、分任官工事において試行する（対象は、難易度の低い工事[河川・海岸堤防、道路改良等]を想定）。

②同種工事の施工経験

平成14年度以降の主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験		直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任（監理）技術者等	より同種性の高い工事	10.0	7.0	5.0	3.0	0
	同種性が認められる工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0
<u>担当技術者</u>	より同種性の高い工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0
	同種性が認められる工事	5.0	3.0	1.0	0	0

※より同種性の高い工事での担当技術者での実績(直轄)  
**7.0点 → 10.0点**

担当技術者	より同種性の高い工事	10.0	7.0	5.0	3.0	0
	同種性が認められる工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0

## ④-3 【新規】若手技術者の配置を促す評価方式Ⅲの実施

新たな若手技術者の配置を促す手法として、**配置予定技術者の年齢を加点要素**とする評価手法を、分任官工事において試行する（④-2の担当技術者経験を同等評価する試行工事と重複はしない）。

- ・過去3年間における申請時点の技術者全体の約2割の年齢である **40歳以下 → 10点(加点)**
- ・過去3年間における申請時点の主任(監理)技術者の平均年齢である **50歳以上 → 0点(加点なし)**
- ・40歳から50歳までの各年齢において10点を配分

※40歳以下の者の工事成績評価点が平均点相当(76~78点)であった場合と、50歳以上の者の工事成績評価点が満点相当(80点以上)であった場合に同等の評価となる。

## ⑤【新規】堤防維持工事等において河川維持管理技術者等を評価する工事の実施

台風や地震等の異常気象時における河川管理施設の状況把握等の特別な巡視である「河川巡視工」を行う河川維持工事において、地域の河川に熟知し、維持管理についての的確な状態の把握と対応の提案を行うことの出来る「河川維持管理技術者等」を評価する工事を実施する。

- ◆河川維持管理技術者：河川の維持管理に求められる応用的技術や経験を有するほか、地域の河川に関する知識・経験を有する技術者
- ◆河川点検士：河川の維持管理における点検等に関する基本的技術・経験を有する技術者
- ◇一般財団法人河川技術者教育振興機構の資格試験(H27年度創設)に合格し、登録した者

●河川維持管理技術者の活用 → 5点(加点)

●河川点検士の活用 → 3点(加点)

## ⑥橋梁保全工事において配置予定技術者の交代要件を緩和する工事の実施

鋼橋上部の保全工事は全国的に技術者不足であり、工事期間を「足場等存置期間」「工場製作期間」「現場施工期間」に区分し配置予定技術者の交代を認める工事を実施する。なお、技術者評価は「現場施工期間」の配置予定技術者での評価とする。

- ・平成29年度は、「平成29-30年度 吉野川大橋橋梁補修工事」において実施。

## ①-1 ICT活用工事の推進

「ICTの全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力的な新しい建設現場を創出することを目的とし取り組む。  
平成30年度も、四国管内の適用可能な本官・分任官の工事において引き続き積極的に導入する。

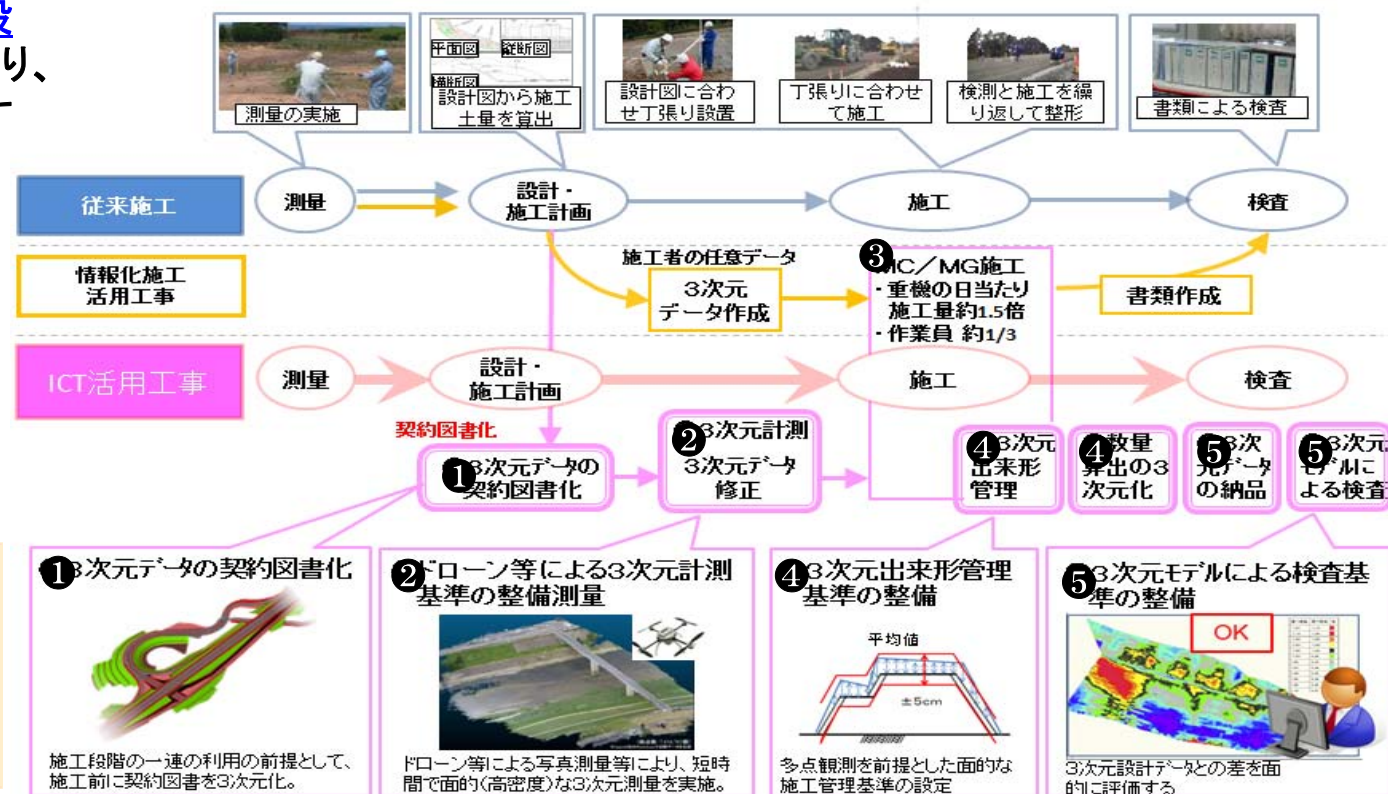
### 【ICT活用工事】

建設生産プロセスの下記①～⑤の全ての段階においてICTを全面的に活用する工事であり、入札公告・入札説明書と特記仕様書に明示することで対象工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

◆ ICT土工に取り組んだ者からは、「土木のイメージが変わった」「若手技術者のやりがいに繋がった」との意見あり。

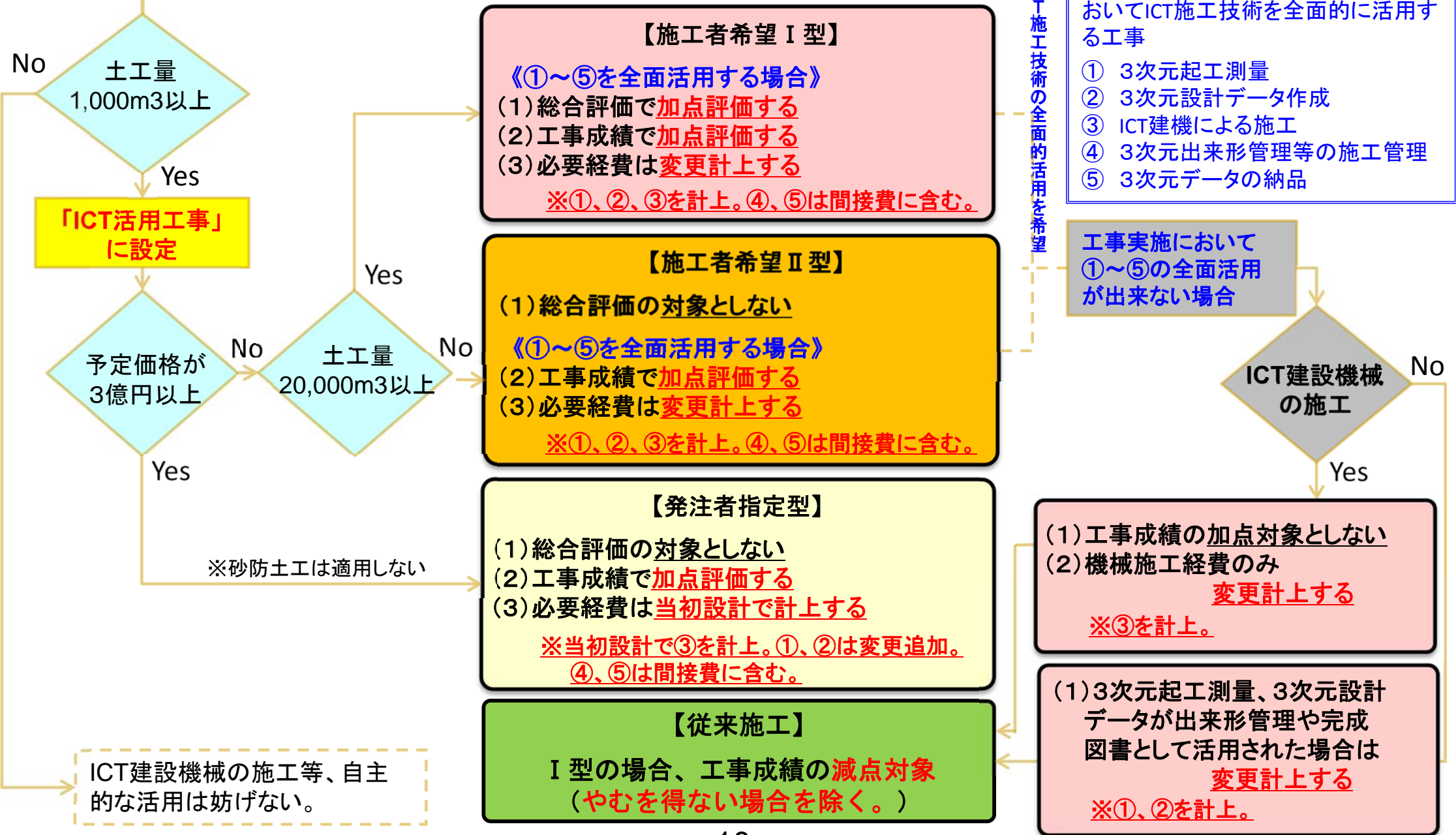
※「ICT活用工事」において、左記①～⑤の一連の施工を行うことを「ICT活用施工」という。





## 土工(対象工種)を含む「一般土木工事」

※対象工種 河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工



### 「ICT活用工事」

建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

工事実施において①～⑤の全面活用が出来ない場合

ICT建設機械の施工

Yes

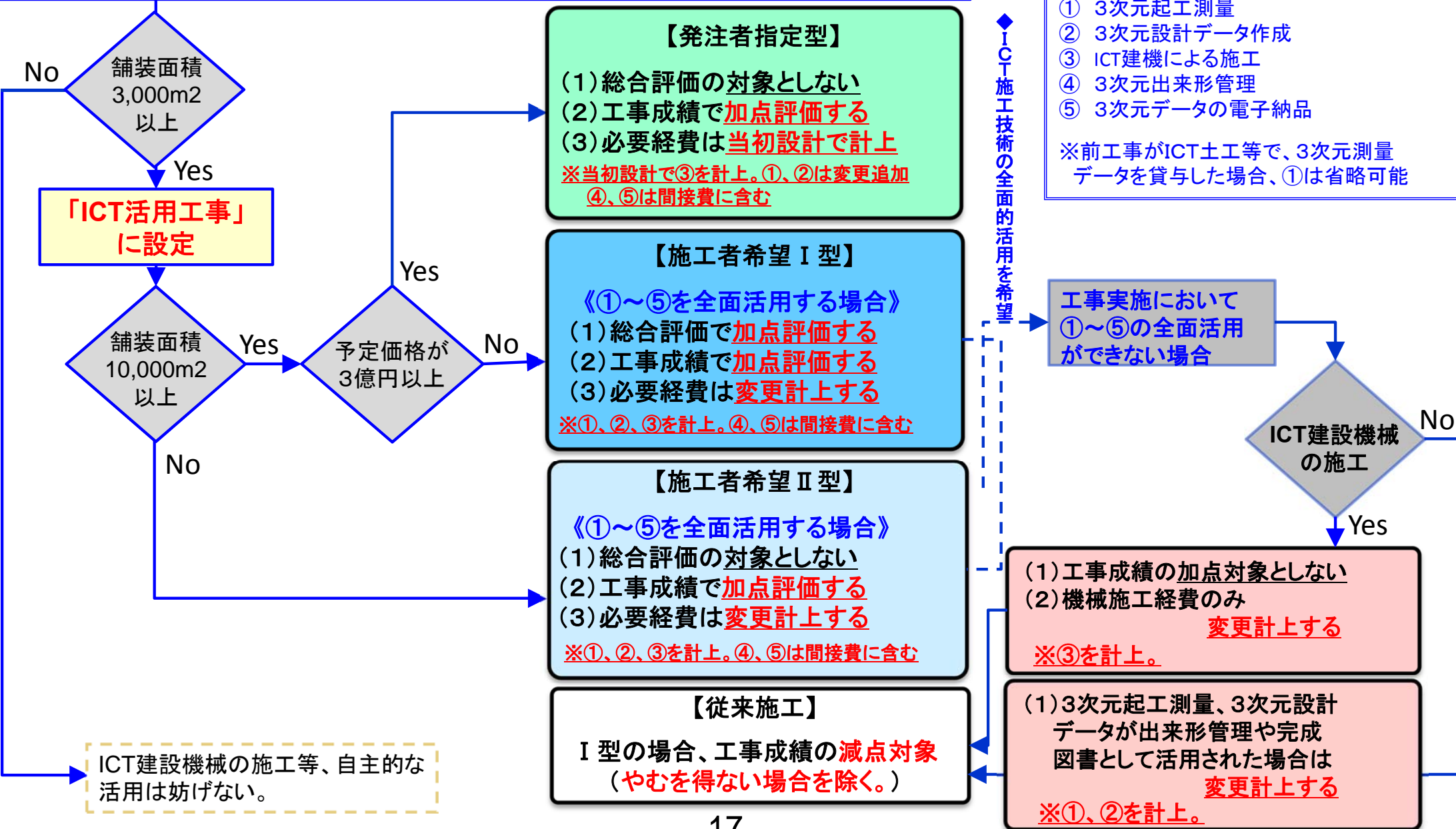
(1) 工事成績の**加点対象としない**  
(2) 機械施工経費のみ  
**変更計上する**  
※③を計上。

(1) 3次元起工測量、3次元設計データが出来形管理や完成図書として活用された場合は**変更計上する**  
※①、②を計上。

ICT建設機械の施工等、自主的な活用は妨げない。

## 「アスファルト舗装工事」または、「一般土木工事」のうち、対象工種種別を含む工事

- 対象工種(工事区分)は、舗装工(舗装、水門)、付帯道路工(築堤・護岸、堤防・護岸、砂防堰堤)
- 対象種別は、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工
- 対象種別において、従来より出来形管理基準及び規格値(従来基準)により施工していた工事



**「ICT活用工事」**  
建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する工事

- ① 3次元起工測量
  - ② 3次元設計データ作成
  - ③ ICT建機による施工
  - ④ 3次元出来形管理
  - ⑤ 3次元データの電子納品
- ※前工事がICT土工等で、3次元測量データを貸与した場合、①は省略可能

◆ICT施工技術の全面的活用を希望

工事実施において①～⑤の全面活用ができない場合

ICT建設機械の施工

(1) 工事成績の加点对象としない  
(2) 機械施工経費のみ  
**変更計上する**  
※③を計上。

(1) 3次元起工測量、3次元設計データが出来形管理や完成図書として活用された場合は  
**変更計上する**  
※①、②を計上。

**【発注者指定型】**  
(1) 総合評価の対象としない  
(2) 工事成績で**加点点評価する**  
(3) 必要経費は**当初設計で計上**  
※当初設計で③を計上。①、②は変更追加  
④、⑤は間接費に含む

**【施工者希望Ⅰ型】**  
《①～⑤を全面活用する場合》  
(1) 総合評価で**加点点評価する**  
(2) 工事成績で**加点点評価する**  
(3) 必要経費は**変更計上する**  
※①、②、③を計上。④、⑤は間接費に含む

**【施工者希望Ⅱ型】**  
《①～⑤を全面活用する場合》  
(1) 総合評価の対象としない  
(2) 工事成績で**加点点評価する**  
(3) 必要経費は**変更計上する**  
※①、②、③を計上。④、⑤は間接費に含む

**【従来施工】**  
Ⅰ型の場合、工事成績の**減点対象**  
(やむを得ない場合を除く。)

**「港湾等しゅんせつ工事」のうち、対象工種・種別を含む工事**

- 対象工種(工事区分)は、浚渫工がメインとなる工事
- 対象種別は、ポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盛浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工

**「ICT活用工事」に設定**

中小企業※1  
対象工事

予定価格が  
2.5億円以上

**【施工者希望型】**

《①～④を全面活用する場合》

- (1) 総合評価(企業評価(その他企業評価))で評価する
- (2) 総合評価(技術提案(施工計画等))の評価対象外  
※ICT活用施工技術を応用した提案は応用部分のみ評価対象
- (3) 必要経費は変更計上する
- (4) 工事成績評定時に評価する

**【発注者指定型】**

- (1) 総合評価(企業評価・技術者評価)で評価しない
- (2) 総合評価(技術提案(施工計画等))の評価対象外  
※ICT活用施工技術を応用した提案は応用部分のみ評価対象
- (3) 必要経費は当初設計で計上
- (4) 工事成績評定時に評価する

**「ICT活用工事」**

施工プロセスの各段階においてICTを全面的に活用する工事

- ①3次元起工測量
- ②3次元数量計算
- ③3次元出来形測量
- ④3次元データの納品

※①～④全ての段階においてICTを活用。

全面的活用を希望  
ICT施工技術の

工事実施において  
①～④の全面活用が  
できない場合

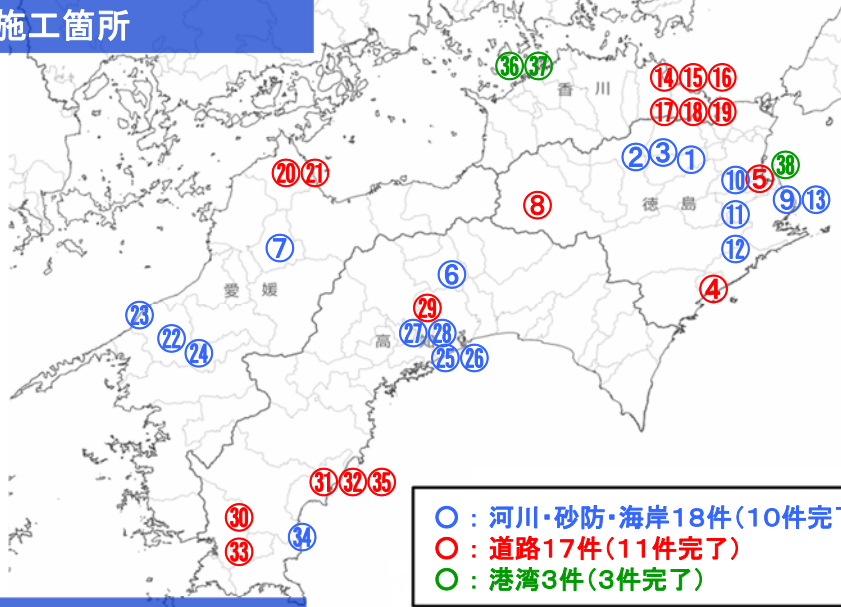
**【従来施工】**

工事成績の減点対象  
(受注者の責により実施されなかった場合)

ICT建設機械の施工等、自主的な活用は妨げない。

※1 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年6月30日法律第97号)第2条第1項第1号に規定する「中小企業者」

## ◆ 施工箇所



○ : 河川・砂防・海岸18件(10件完了)  
 ○ : 道路17件(11件完了)  
 ○ : 港湾3件(3件完了)

## ◆ 工事施工一覧

[平成29年12月20日時点]

番号	事務所名	工事件名	施工場所	工種	施工状況
①	徳島河川国道	平成27-28年度 川島漏水対策工事	徳島県吉野川市川島町桑村	河川土工	施工済
②	徳島河川国道	協町第一堤防工事	徳島県美馬市協町拝原	河川土工	施工済
③	徳島河川国道	平成28年度 伊沢川樋門外工事	徳島県阿波市阿波町王地南	河川土工	施工済
④	徳島河川国道	平成28年度 大谷地区改良工事	徳島県海部郡牟岐町大字中村字大谷	道路土工	施工済
⑤	徳島河川国道	平成28年度 前原・田浦・新居見改良工事	徳島県小松島市前原町・新居見町	道路土工	施工済
⑥	四国山地砂防	平成28-29年度 上ノ土居堰堤管理用道路外工事	高知県土佐郡土佐町土居・地藏寺	砂防土工	施工済
⑦	四国山地砂防	丁ヶ谷第2号堰堤工事	愛媛県東温市則之内	砂防土工	
⑧	四国山地砂防	平成29年度 堂の谷堰堤管理用道路外工事	徳島県三好市西祖谷山村一宇・重末	道路土工	
⑨	那賀川河川	平成27-28年度 桑野川右岸黒津地堤防工事(その2)	徳島県阿南市向原町	海岸土工	施工済
⑩	那賀川河川	平成28年度 加茂地区低水護岸外工事(その2)	徳島県徳島県阿南市加茂町	河川土工	施工済
⑪	那賀川河川	平成28-29年度 加茂谷川樋門新設外工事	徳島県徳島県阿南市加茂町	河川土工	
⑫	那賀川河川	平成28-29年度 加茂地区築堤護岸外工事	徳島県徳島県阿南市加茂町	河川土工	施工済
⑬	那賀川河川	平成28-29年度 桑野川右岸黒津地堤防工事	徳島県阿南市黒津地町	海岸土工	
⑭	香川河川国道	平成28年度 松崎改良第3工事	香川県東かがわ市松崎外	道路土工	施工済
⑮	香川河川国道	平成28年度 落合外改良工事	香川県東かがわ市落合外	道路土工	施工済
⑯	香川河川国道	平成28年度 松崎改良第1工事	香川県東かがわ市松崎	道路土工	施工済
⑰	香川河川国道	平成28年度 松崎改良第2工事	香川県東かがわ市松崎	道路土工	施工済
⑱	香川河川国道	平成28-29年度 落合改良工事	香川県東かがわ市落合	道路土工	施工済
⑲	香川河川国道	平成28-29年度 松崎改良工事	香川県東かがわ市松崎	道路土工	
⑳	松山河川国道	平成28年度 長沢地区外改良工事	愛媛県今治市長沢外	道路土工	施工済
㉑	松山河川国道	平成29年度 新谷地区外改良工事	愛媛県今治市新谷・古谷	道路土工	
㉒	大洲河川国道	平成28年度 肱川防炎盛土工事	愛媛県大洲市新谷・若宮外	河川土工	施工済
㉓	大洲河川国道	平成28-29年度 慈瀬堤防工事	愛媛県大洲市長浜町下須戒	河川土工	
㉔	山島坂ダム	平成29-30年度 鹿野川ダムトンネル洪水吐新設(その3)工事	愛媛県大洲市肱川町山島坂	河川土工	
㉕	高知河川国道	平成28年度 西畑河床掘削工事	高知県高知市春野町西畑	河川土工	施工済
㉖	高知河川国道	平成28-29年度 西畑河床掘削工事	高知県高知市春野町西畑	河川土工	
㉗	高知河川国道	平成29年度 用石堤防漏水対策(その1)工事	高知県土佐市用石	河川土工	
㉘	高知河川国道	平成29年度 用石堤防漏水対策(その2)工事	高知県土佐市用石	河川土工	
㉙	高知河川国道	平成29年度 日高地区残土処理場進入路工事	高知県高岡郡日高村下分	道路土工	
㉚	中村河川国道	平成28年度 和田改良外工事	高知県香毛市和田・宿毛市平田町	道路土工	施工済
㉛	中村河川国道	平成28-29年度 橋川改良第1工事	高知県幡多郡黒潮町佐賀橋川	道路土工	施工済
㉜	中村河川国道	平成28-29年度 橋川改良第2工事	高知県幡多郡黒潮町佐賀橋川	道路土工	施工済
㉝	中村河川国道	平成29年度 押ノ川改良工事	高知県香毛市押ノ川・和田	道路土工	
㉞	中村河川国道	平成28-29年度 初崎堤防(その2)外工事	高知県四万十市初崎地先・安並	河川土工	施工済
㉟	中村河川国道	平成29-30年度 拳ノ川改良外第1工事	高知県幡多郡黒潮町佐賀橋川・拳ノ川	道路土工	
㊱	高松港湾・空港	平成28年度 備讃瀬戸北航路(-19m)浚渫工事	香川県丸亀市広島町	浚渫工	施工済
㊲	高松港湾・空港	平成29年度 備讃瀬戸北航路(-19m)浚渫工事	香川県丸亀市広島町	浚渫工	施工済
㊳	小松島港湾・空港	平成29年度 徳島小松島港沖(外)地区防波堤築造等工事	徳島県小松島市金磯町	浚渫工	施工済

※平成28年度備讃瀬戸北航路については一部を試行。

## ◆ 施工状況写真

### 協町第一堤防工事 (徳島県美馬市)



レーザー扫描仪 起工測量



MCブルドーザー 築堤盛土

### 平成28年度 落合外改良工事 他3件 (香川県東かがわ市)



UAVによる3次元測量



MCブルドーザー 路体盛土

### 平成28年度 長沢地区外改良工事 (愛媛県今治市)



MCバックホウ 法面整形



女性技術者 操作体験

### 平成28年度 西畑河床掘削工事 (高知県高知市)



UAV 起工測量



現地見学会

MGバックホウ 河床掘削

## ①-2 【新規】ICT活用工事の推進(拡大)

ICT土工、舗装、港湾浚渫の更なる推進のため、施工者希望Ⅰ型（総合評価で加点）の対象工事を拡大し、ICTの活用を評価する試行を検討する。

平成29年度実施件数

◆土工	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：5件	施工者希望Ⅱ型：39件
◆舗装	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：0件	施工者希望Ⅱ型：6件
◆浚渫	発注者指定型：2件	施工者希望型：1件	

平成30年度実施

## ◇ICT土工の試行

【現状】施工者希望Ⅰ型（総合評価で加点）対象工事は、土工量20,000m<sup>3</sup>以上

【試行】施工条件を考慮し、土工量1,000m<sup>3</sup>～20,000m<sup>3</sup>についても、施工者希望Ⅰ型で試行し加点評価

## ◇ICT舗装の試行

【現状】施工者希望Ⅰ型（総合評価で加点）対象工事は、舗装面積10,000m<sup>2</sup>以上

【試行】施工条件を考慮し、舗装面積3,000m<sup>2</sup>～10,000m<sup>2</sup>についても、施工者希望Ⅰ型で試行し加点評価

## ①-3 【新規】ICT活用工事の更なる推進

ICT対象工事発注時の総合評価において、過年度にICT全面活用工事を行った者を企業評価として加点する制度を検討する。

試行にあたっては、自治体(県)におけるICT活用工事の促進を意識して、自治体とも十分調整し検討を進める。

■ICT活用工事とは、建設生産プロセスの下記①～⑤の全ての段階においてICTを全面的に活用する工事のこと。

- ① 3次元起工測量      ② 3次元設計データ作成      ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理      ⑤ 3次元データの納品

### ◆平成29年度 ICT土工発注状況等(H30.1末時点)

発注状況	発注者指定型	施工者希望 I型	施工者希望 II型	合計
公告・契約手続中	0	1	6	7
契約済み	0	4	28	32
うちICT土工を実施	0	3	5	8
公告予定	0	0	5	5
<b>合計件数</b>	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>39</b>	<b>44</b>



## ②新技術の導入促進を図る総合評価方式の継続・拡大

新技術活用工事（発注者指定型）の活用率10%以上を目指すとともに、実用段階にある仕様書にない新技術について受注者から提案を求める「**新技術導入促進(I)型**」の**拡大試行**を実施。また、実用段階に達していない新技術を活用する「**新技術導入促進(II)型**」については**固定式ジブクレーン**による試験施工を実施する。

◆**新技術活用工事(発注者指定型)**      平成29年度実施件数:40件【約8%】

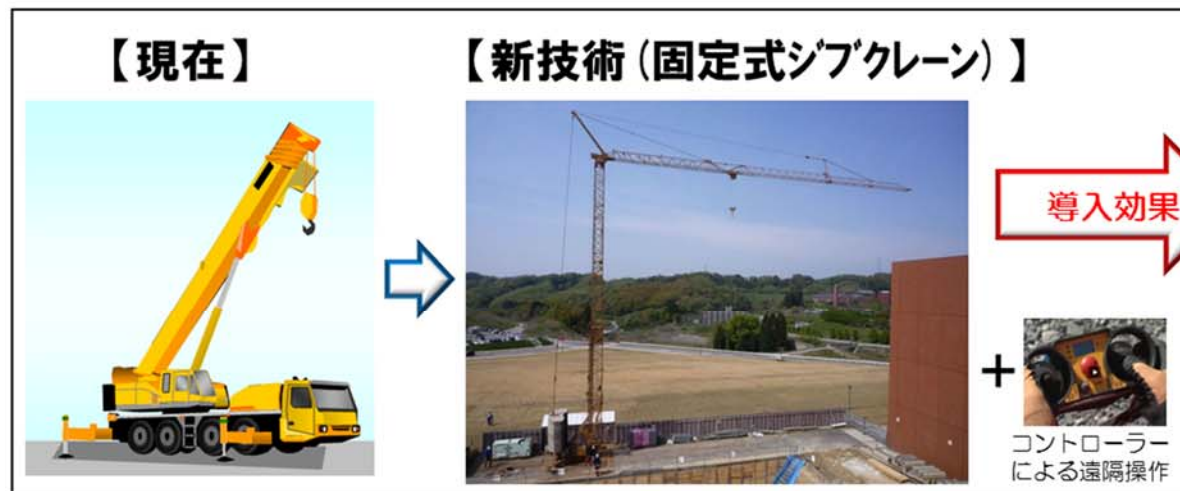
◆**新技術導入促進 I 型(拡大試行)**

平成29年度実施件数:6件 → 【**継続**】施工計画に換え新技術活用提案書を求め「○・×」評価  
**【新技術導入促進 I 型(参加資格確認型)】** (施工能力評価型(I型))

平成30年度: → 【**新規**】新技術(NETIS)活用提案書を**企業評価の一部として評価する試行**  
**【新技術導入促進 I 型(NETIS導入促進型)】** (施工能力評価型(II型)を想定)

◆**新技術導入促進 II 型**

### 導入する技術のイメージと期待される効果



- 複数のフック掛けにより吊り荷の安定性が向上。
- 遠隔操作により作業員の安全性が向上。
- 吊込み→移動→荷下しにブームの上げ下げや旋回を要しないため、サイクルタイムが向上し作業効率がアップすると共に事故のリスクも軽減。
- 現地組立が可能のため、クレーン運搬のための大規模な工事用道路が不要。
- 狭隘な現場でも設置が可能。

## ①企業の参加を向上させる為の取組の継続

山間僻地での工事や橋梁補修等の保全工事などについては、入札参加者が少なく、ともすれば、不調・不落工事となっている。

従って、企業の入札参加意欲を向上させ、応札者を増加させる以下の取組を継続する。

①参加申請者から歩掛・材料の見積を取る「見積活用方式」の採用

②交通整理員の移動時間の計上

③山間僻地補正の適用（砂防）

④競争参加資格要件（特に技術者）の緩和

⑤余裕期間制度の採用[再掲]

⑥積算条件等の更なる明示 等



# 平成30年度 業務における実施方針

---



## ◆若手技術者等の育成支援

- 出産・育児等による休業期間の評価・・・【継続】
- 若手技術者の育成支援
  - 管理(主任)補助技術者の配置・・・【継続】
  - 配置予定技術者の年齢評価の試行・・・【新規】

## ◆地域コンサルの育成

- 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行・・・【継続】
- 四国実績を重視した業務(プロポーザル方式)の試行・・・【継続】
- 自治体(県)発注業務実績を活用する業務の検討・・・【新規】

## ◆評価項目の明確化等

- 手持ち業務量の緩和・・・【新規】
- 特定(評価)テーマの評価項目の明確化・・・【新規】

## ◆その他

- 予定価格に応じた調達方式の一部変更・・・【継続】
- 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用・・・【継続】
- 表彰評価の対象となる関連学会等の拡大について検討・・・【新規】

## 【対象：全ての発注方式】

○配置予定技術者の評価（業務実績・成績・表彰）対象期間内に「出産・育児等による休業（※1）」期間がある場合、評価対象期間に当該休業期間に相当する期間を加算可能とする。

ただし、休業期間が確認できる資料の写し（取得証明書等）の提出は申請者の判断とし、提出がない場合は評価対象期間に加算しないものとする。

（※1）産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業）及び介護休業（同条第2号に規定する休業）をいう。

配置予定技術者が評価対象期間内に出産・育児等で休業していた場合  
（確認できる資料の提出があった場合）

### ■評価対象期間【改定前】

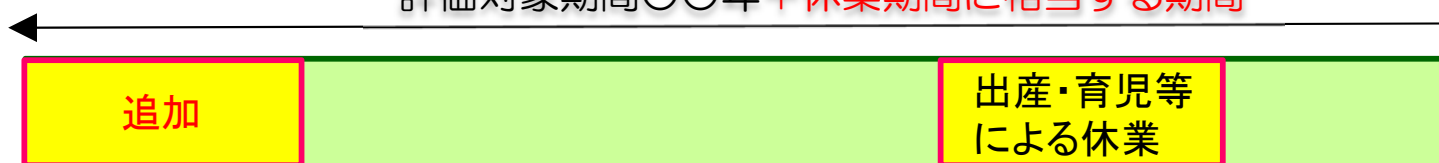
評価対象期間〇〇年



これまでは、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

### ■評価対象期間【改定後】

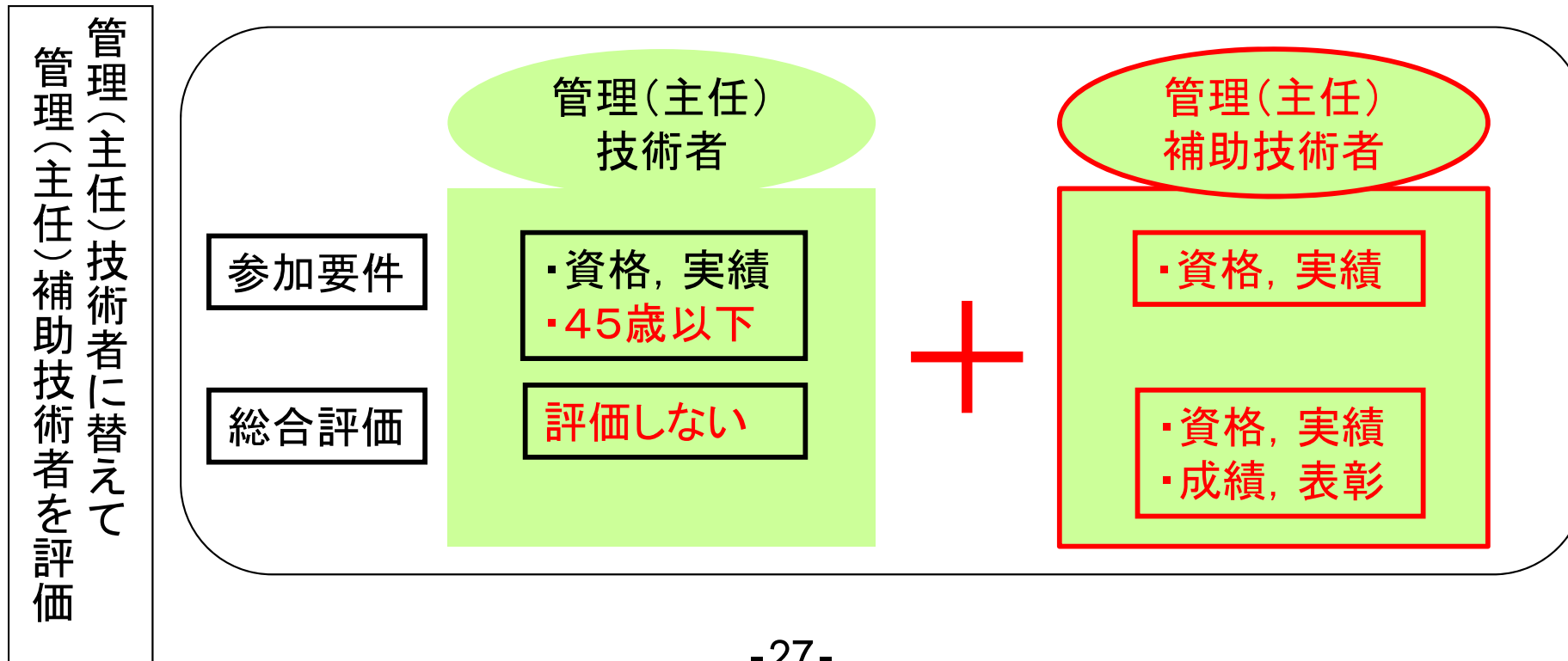
評価対象期間〇〇年 + 休業期間に相当する期間



今後は、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加算する。

## 【対象：総合評価落札方式】（土木コン，測量，地質調査）

- 参加表明書提出期限日時点で満45歳以下の者を管理(主任)技術者として配置する際、管理(主任)補助技術者1名を追加配置可能とする。 ※管理(主任)補助技術者は担当技術者として配置。
- 配置予定技術者の評価(指名段階，入札段階)は、管理(主任)技術者に替えて管理(主任)補助技術者の評価値を採用する。  
ただし、管理(主任)技術者が参加表明書提出期限日時点で満46歳以上の場合、または管理(主任)補助技術者の経歴等及び同種・類似業務等の実績についての提出がない場合は、管理(主任)技術者の評価値を採用する。
- 管理(主任)補助技術者の資格要件，実績要件，手持ち業務量制限は、管理(主任)技術者と同じとする。
- 技術提案書のヒアリングにおいて、管理(主任)補助技術者による説明・回答の補助を認める。



# 配置予定技術者の年齢評価の試行【新規】

【対象：総合評価落札方式（簡易型） ただし管理補助技術者を設置する試行と重複させない】

## 試行概要

配置予定管理（主任）技術者の年齢による加点を実施

次式により加点を行う  $\text{加点} = 7 \text{点} - (\text{年齢} - 35) \times 0.5 \text{点}$

ただし35歳以下の者は加点を7点とし、49歳以上の者は0点とする。

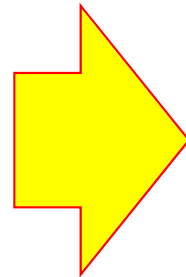
加点は少数点以下を切り上げ整数とする。 例：40歳の場合 加点4.5点 → 5点

### 〔従来〕

成績

国土交通省四国地方整備局発注（港湾空港部除く）の完了業務平均点で評価

A評価	:78点以上	30点(100%)
A'評価	:76-78点	23点(75%)
B評価	:74-76点	15点(50%)
B'評価	:72-74点	11点(35%)
B''評価	:70-72点	7点(25%)
B'''評価	:68-70点	3点(10%)



### 〔試行〕

成績

国土交通省四国地方整備局発注（港湾空港部除く）の完了業務平均点で評価

A評価	:78点以上	30点(100%)
A'評価	:76-78点	23点(75%)
B評価	:74-76点	15点(50%)
B'評価	:72-74点	11点(35%)
B''評価	:70-72点	7点(25%)
B'''評価	:68-70点	3点(10%)

年齢

配置予定管理（主任）技術者の年齢による加点  
次式により加点を行う

$\text{加点} = 7 \text{点} - (\text{年齢} - 35) \times 0.5 \text{点}$

ただし35歳以下の者は加点を7点とし、49歳以上の者は0点とする。

加点は少数点以下を切り上げ整数とする。

- 国土交通省では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいる。
- 四国内のインフラのメンテナンス及び補修が適切に行われるように、四国に精通した技術者の育成を図るため、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を評価する試行業務を行う。

## 【試行内容】

総合評価落札方式(簡易型)の企業および技術者の業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。(港湾・空港関係除く)

## 【試行開始時期】

平成28年4月1日以降に公告を行う業務。  
平成30年度においても試行を継続する。

## 〔従来〕

企業及び技術者の業務成績

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局  
発注の完了業務の平均点で評価



## 〔試行〕

企業及び技術者の業務成績

**四国地方整備局発注の  
完了業務**の平均点で評価

総合評価落札方式(簡易型)の業務成績について、四国地方整備局発注の業務成績で評価。

## ①指名するための基準

評価の項目	評価の着目点	配点		
参加表明者の 経験及び能力	当該部門の建設コンサルタント登録等	5	50	100
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)	5		
	当該事務所、周辺での受注実績(過去10ヶ年)	5		
	四国地方整備局における業務成績(過去2ヶ年)	30		
	四国地方整備局における企業表彰の有無(過去2ヶ年)	5		
予定管理技術者の 経験及び能力	技術者資格等、その専門分野の内容	5	50	
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)	5		
	当該事務所、周辺での受注実績(過去10ヶ年)	5		
	四国地方整備局における業務成績(過去4ヶ年)	30		
	四国地方整備局における技術者表彰の有無(過去4ヶ年)	5		

## ②入札するための基準

評価項目	評価の着目点		配点		
予定管理技術者の 経験及び能力	技術者資格等、その専門分野の内容		5	50	100
	同種又は類似業務等の実績の内容(過去10ヶ年)		5		
	CPDの取得状況		2		
	当該事務所、周辺での受注実績の有無(過去10ヶ年)		5		
	四国地方整備局における業務成績(過去4ヶ年)		28		
	四国地方整備局における技術者表彰の有無(過去4ヶ年)		5		
実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解	20	50	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性	10		
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性	10		
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘	10		



- 国土交通省では、インフラが適切に維持管理されるよう、施設の老朽化対策に取り組んでいる。
- 施設の維持管理は喫緊な課題であり、当初設計の段階から四国地域の特徴を踏まえたうえで、将来のメンテナンスを考慮した設計を行うことが重要である。
- 四国の現状を踏まえ、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を高く評価し、四国に精通した技術者の育成を図る試行業務(プロポーザル方式)を平成27年度から行っており、平成30年度も試行を継続する。

【平成27年度試行業務】……1件

- ◆平成27年度 内原高架橋詳細設計業務 (徳島河川国道事務所)

【平成28年度試行業務】……8件

- ◆平成28年度 岡川橋外2橋橋梁予備設計業務 (徳島河川国道事務所)
- ◆平成28年度 上鹿野川第1橋橋梁詳細設計外業務 (山鳥坂ダム工事事務所)
- ◆平成28年度 森山堤防漏水対策詳細設計外業務 (高知河川国道事務所)
- ◆平成28年度 荷稻橋実施設計業務 (中村河川国道事務所)
- ◆平成28年度 小黒川橋実施設計業務 (中村河川国道事務所)
- ◆平成28年度 高知中央IC(A-B)ランプ橋実施設計業務 (土佐国道事務所)
- ◆平成28年度 高知中央IC(C-D)ランプ橋実施設計業務 (土佐国道事務所)
- ◆平成28年度 五台山第4高架橋外1橋実施設計業務 (土佐国道事務所)

【平成29年度試行業務】……3件

- ◆平成29年度 高橋第1高架橋詳細設計業務 (松山河川国道事務所)
- ◆平成29年度 高橋第2高架橋詳細設計業務 (松山河川国道事務所)
- ◆平成29年度 仁井田川橋実施設計業務 (中村河川国道事務所)





## 試行概要

○プロポーザル方式による設計業務を対象に、企業及び技術者評価について、四国地方整備局での実績を優位に評価する。

- ・同種・類似業務実績 : 四国地方整備局の同種業務実績を加え優位に評価。
- ・業務成績 : 四国地方整備局の発注業務のみを評価。
- ・表彰実績 : 四国地方整備局の表彰実績のみを評価。

### 〔従来〕

同種・類似	A評価:同種	5点
	B評価:類似	3点
成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の完了業務平均点で評価	
	A評価 : 78点以上	30点(100%)
	A'評価 : 76-78点	23点(75%)
	B評価 : 74-76点	15点(50%)
	B'評価 : 72-74点	11点(35%)
	B''評価 : 70-72点	7点(25%)
	B'''評価 : 68-70点	3点(10%)
表彰	A評価:四国地整局長	5点
	A'評価:四国地整事務所長	3点
	B評価:四国地整外局長&事務所長	2点
	B'評価:土木学会四国支部	2点



### 〔試行〕

同種・類似	<b>A評価:四国同種</b>	<b>7点</b>
	A'評価:四国外同種	5点
	B評価:類似	3点
成績	<b>四国地整完了業務の平均点で評価 Top25点の74-78点を1点間隔</b>	
	A評価 : 78点以上	25点(100%)
	A'評価 : 77-78点	22点(88%)
	A''評価 : 76-77点	19点(75%)
	A'''評価 : 75-76点	16点(63%)
	B評価 : 74-75点	13点(50%)
	B'評価 : 72-74点	9点(35%)
	B''評価 : 70-72点	6点(25%)
表彰	<b>A評価:四国地整局長</b>	<b>8</b>
	<b>A'評価:四国地整事務所長</b>	<b>4</b>
	B評価:土木学会四国支部	2

2点移動で四国地整同種業務を優位に評価

3点移動

## ◆現状・課題

自治体(県)発注業務の業務成績や表彰実績を評価項目として取り入れた発注は現在行っていない。

地域コンサルは地域に貢献し、自治体の実績も重ねており、特に災害時等、緊急時の対応は地域コンサルが実施している。

## ◆対応

上記課題を踏まえて、地域の守り手確保のためには地域コンサルの育成・存続は不可欠であることから、平成30年度は以下の内容について、自治体の実績を活用した試行業務を検討する。

## ◆検討内容

業務手続きにおける評価項目案

- ① 自治体の業務表彰(災害対応除く)を評価
- ② 自治体の業務成績を評価
- ③ 災害時対応による自治体からの感謝状などを評価

※ 対象業務は、総合評価方式(簡易型)の調査設計、地質調査、測量を想定し、選定評価、総合評価の両方で検討

## ◆手持ち業務量の契約金額の確認(算出)方法

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額(分担した業務の金額)とする。

## ◆特定(評価)テーマに対する技術提案の項目数

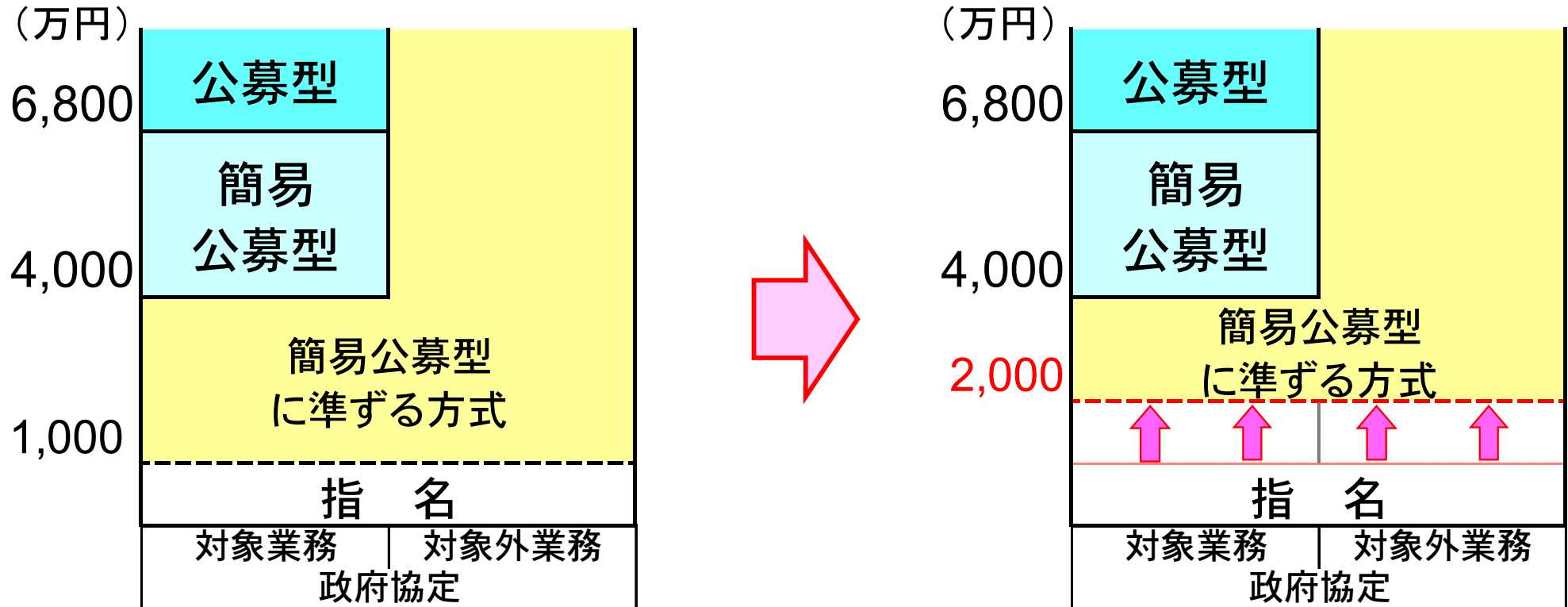
特定(評価)テーマに対する技術提案については、「的確性」「実現性」等で評価を行っており、入札手続きにおける評価の公平性を確保するため、記載内容については**原則3つまで**とする。

## ◆技術提案書を特定(評価)するための評価基準

特定(評価)テーマに対する技術提案評価項目の1つである「実現性」について、類似実績の記載内容を「業務名」「テクリス番号」「業務内容」と具体化する。

## 試行：指名競争入札の対象範囲の変更

予定価格 1,000万円未満 ⇒ 2,000万円未満 に拡大



※調査基準価格については、これまでどおり1,000万円を超える予定金額が対象  
2,000万円未満の予定金額についても簡易公募型に準ずる方式とすることも可能

登録規程に位置づけられた業務については、評価する資格に「国土交通省登録技術者資格」を追加する。

### 登録規程に位置付けない場合

- |  |
|--|
| ①国家資格<br>・技術士<br>・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)  |
| ②民間資格<br>・RCCM<br>・地質調査技士(地質調査分野に適用)<br>・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】<br>(土木関係分野に適用)<br>・コンクリート診断士<br>(コンクリート構造物の維持・修繕に適用)<br>・土木鋼構造診断士<br>(鋼構造物の維持・修繕に適用)等 |

登録規程に位置づけあり

### 登録規程に位置付けがある場合

- |  |
|--|
| ①国家資格<br>・技術士<br>・博士(研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)  |
| ②国土交通省登録技術者資格                                      |
| ③上記以外の民間資格<br>※②以外で、これまで評価していたRCCM、土木学会認定技術者などの資格等 |

#### ※評価方法

＜管理技術者、照査技術者＞

①→②→③の順位で評価

＜担当技術者＞

①、②は、同等、③は次位で評価

- H28.2に民間資格111資格を追加。  
(維持管理分野:49資格 計画・調査・設計分野:62資格)
- H29.2に民間資格50資格を追加。  
(維持管理分野:37資格 計画・調査・設計分野:13資格)
- H30.2に民間資格40資格を追加。  
(維持管理分野:36資格 計画・調査・設計分野:4資格)

●維持管理分野（点検・診断等業務）

施設等名	登録資格数				計
	H27.1	H28.2	H29.2	H30.2	
土木機械設備	—	2	0	0	2
公園（遊具）	0	4	0	0	4
堤防・河道	—	0	0	4	4
下水道管路施設	—	1	1	0	2
砂防設備	1	1	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	3
海岸堤防等	4	0	2	0	6
橋梁（鋼橋）	16	13	13	4	46
橋梁（コンクリート橋）	17	12	13	6	48
トンネル	5	13	8	3	29
舗装 <b>H30.2拡充</b>	—	—	—	9	9
小規模附属物 <b>H30.2拡充</b>	—	—	—	7	7
港湾施設	4	0	0	3	7
空港施設	0	1	0	0	1
計	50	49	37	36	172

●計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数			
	H28.2	H29.2	H30.2	計
地質・土質	9	3	1	13
宅地防災 <b>H30.2拡充</b>	—	—	1	1
建設環境	2	0	2	4
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	1
建設機械	1	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	1
都市公園等	2	0	0	2
河川・ダム	2	1	0	3
下水道	1	0	0	1
砂防	2	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	3
海岸	12	4	0	16
道路	3	3	0	6
橋梁	3	1	0	4
トンネル	2	1	0	3
港湾	14	0	0	14
空港	1	0	0	1
計	62	13	4	79